

商品概要説明書

2025年10月6日現在

商 品 名		こどもみらい応援（おうえん）定期預金 ※窓口でお預入れの場合		
販 売 対 象		個人（個人事業主を含む）のお客さま		
特 徴		定期預金の預入を通じて、島根県および鳥取県のこども支援活動団体等へ寄付ができます。 ※寄付金はごうぎんが拠出しますので、お客さまの寄付金負担は発生しません。		
預 入 期 間		1年または3年 自動継続（元利継続）のみ		
預 金 種 類		スーパー定期預金		
預 入	預入方法	一括してお預入れいただきます。		
	預入金額	30万円以上（1円単位）		
	預入原資	制限はありません。		
	通帳証書種類	定期預金証書、定期預金通帳、総合口座通帳		
利 息	適用利率	お預入れ時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。		
	利払方法	・ 預入期間1年、3年（複利）のものは満期日以後に一括して支払います。 ・ 預入期間3年（単利）は、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 ・ 中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%、小数点第4位以下切捨て）により計算します。		
	計算方法	単利型	預入期間 1年、3年	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
		複利型	預入期間 3年	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で 6か月毎の複利計算
	課 税	・ 20%※（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税となります。 ※2013年1月1日～2037年12月31日までにお受け取りになる利息については、復興特別所得税が課され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 ・ マル優のお取扱いはできません。		
満期時の取扱		通常のスーパー定期預金として自動的に継続します。		
中途解約時の取扱		スーパー定期預金の中途解約利率を適用します。		

寄付について	寄付金算出基準	お預入れいただいた定期預金を、毎年 3月31日を基準日として残高確定し、その残高の0.01%に相当する金額をごうぎんが寄付します。
	寄付回数 (初回満期日まで)	預入期間／回数：1年／1回 3年／3回 ※初回満期自動継続後の定期預金は、寄付の対象となりません。 ※寄付金の算出前に解約された場合、寄付金算出残高には含まれず、寄付は行われません。
	留意事項	・寄付先はごうぎんが選出します。 ※お客さまに寄付先をお選びいただくことはできません。 ・預入期間が3年の場合、寄付先は翌年度以降変更となる場合がございます。 ・寄付の実施はホームページ等で公表するものとし、場合によってはお客さまへ通知を行うことがあります。
付加できる 特約事項		総合口座取引の担保定期預金として組み入れることにより、当座貸越として利用することができます。 なお、貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.50%を加えた利率となります。
預金保険の適用		適用されます。（1人あたり対象預金等の元本合計1,000万円までとその利息等を預金保険制度により保護）
金利情報の入手方法		ホームページに表示しています。または窓口までお問い合わせください。
当行の苦情 ・相談窓口		カスタマーセンター（フリーダイヤル 0120-315180） 受付 9：00～17：00（ただし銀行休業日は除きます。）
当行が契約している 指定紛争解決機関 および連絡先		指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017-109 または 03-5252-3772 受付 9：00～17：00（ただし銀行休業日は除きます。）

株式会社山陰合同銀行